

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成23年6月30日(2011.6.30)

【公表番号】特表2010-533225(P2010-533225A)

【公表日】平成22年10月21日(2010.10.21)

【年通号数】公開・登録公報2010-042

【出願番号】特願2010-516020(P2010-516020)

【国際特許分類】

C 08 L 101/14	(2006.01)
A 61 K 9/06	(2006.01)
A 61 K 47/34	(2006.01)
A 61 K 47/42	(2006.01)
A 61 K 31/445	(2006.01)
A 61 K 31/4422	(2006.01)
A 61 K 31/496	(2006.01)
A 61 K 31/405	(2006.01)
A 61 K 31/573	(2006.01)
A 61 K 31/196	(2006.01)
A 61 P 27/02	(2006.01)

【F I】

C 08 L 101/14
A 61 K 9/06
A 61 K 47/34
A 61 K 47/42
A 61 K 31/445
A 61 K 31/4422
A 61 K 31/496
A 61 K 31/405
A 61 K 31/573
A 61 K 31/196
A 61 P 27/02

【手続補正書】

【提出日】平成23年5月11日(2011.5.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

治療薬を眼に送達するための合成生体適合性ポリマーヒドロゲルであって、  
第1の合成前駆体が、第2の合成前駆体と共有結合により架橋して、該生体適合性のヒドロ  
ゲルを形成し、  
該ヒドロゲル中の治療薬は、少なくとも2日の期間中、該ヒドロゲルから放出され、  
ここで、該第1の前駆体及び第2の前駆体のそれぞれが、水分解性基を含み、  
該ヒドロゲルが、24時間の生理溶液への曝露時に、形成時のヒドロゲルの重量と比べて、  
該ヒドロゲルの重量が50%以下の増加であるほど、低膨潤性であり、かつ  
該ヒドロゲルが、水分解性基の分解によって、インビトロにおいて過剰の水に溶けるほど

の、水分解性である、前記ヒドロゲル。

【請求項 2】

前記ポリマーの親水性部分が、ポリ(エチレン)グリコールの繰返しを含む、請求項1記載のヒドロゲル。

【請求項 3】

前記第1の前駆体が架橋前に求核性官能基を含み、かつ前記第2の前駆体が架橋前に求電子性官能基を含み、かつ該求核性官能基が該求電子性官能基と反応して、該前駆体を共有結合的に架橋する、請求項1又は2記載のヒドロゲル。

【請求項 4】

前記ヒドロゲルが、前記前駆体上の官能基のラジカル重合によって形成される、共有結合を含む、請求項1又は2記載のヒドロゲル。

【請求項 5】

前記ヒドロゲル内に捕捉された粒子が、該相に治療薬を含み、該治療薬が放出される期間中の放出速度を遅くさせることを更に含む、請求項1~4のいずれかに記載のヒドロゲル。

【請求項 6】

前記期間が2日~2年の範囲内である、請求項1~4のいずれかに記載のヒドロゲル。

【請求項 7】

患者の眼を侵す眼病を治療するための医薬品として使用するための、請求項1記載のヒドロゲル。

【請求項 8】

前記疾患が、例えば滲出型黄斑変性、萎縮型黄斑変性、糖尿病黄斑浮腫、囊胞様黄斑浮腫、及び糖尿病網膜症からなる群の一員などの眼の奥の疾患である、請求項7記載のヒドロゲル。

【請求項 9】

少なくとも0.5 mlの請求項1記載のヒドロゲルを作製するための成分を含むキット。

【請求項 10】

30ゲージ以下の針を含む塗布器をさらに含む、請求項9記載のキット。